

基本的な診察・検査を実施した場合の請求について

医師意見書を記載するにあたり、基本的な診察及び検査を行い、横浜市が診察料及び検査料を負担する場合の要件及び金額等は、国の基準に則り、次のように考えています。

1 基本的な考え方

医師意見書は、基本的に申請者の状況をより総合的に判断できる主治医がこれまでの診療等によって得られている情報に基づき作成することを想定しています。しかし、主治医がいない申請者や主治医がいても長期間診療を受けていないなどの場合があります。

通常、主訴・異和等があり医療が必要な状態であれば、それに基づき診療・検査等を行い、医療保険に請求できますが、まれに主訴・異和等がない場合があります。

そのような場合については、次の要件に従い、横浜市が医師意見書の記載に必要な基本的な診察及び検査の費用を支払うこととなります。

2 横浜市が基本的な診察及び検査の費用を支払う場合

(1) 対象

初めての方あるいは長期間診察等をしていない方で、主訴・異和がなく、医師意見書の記載を求めてきた場合等

(2) 条件

上記のような場合、次のような条件で支払います。

ア まず、基本的な診察を行います。これに対しては、初診料相当額（※）をお支払いします。

イ アの結果、治療及び治療に係る検査を必要と認めた場合、その結果に基づき医師意見書を作成します。なお、当該検査に要する費用は医療保険への請求となります。

ウ アの結果、特に医学的問題がない場合、医師の判断により必要に応じて基本的な検査を行い、その結果等に基づき医師意見書を作成します。なお、当該検査に要する費用をお支払いします。

※初診料相当額 2,910円（令和6年6月診療報酬単価と同額）

3 基本的な検査の範囲

基本的な検査は、末梢血液一般検査、血液化学検査、尿検査及び胸部エックス線検査となります。なお、具体的な検査範囲及び単価（令和6年6月診療報酬単価と同額）は次のとおりとなります。

(1) 血液採取（静脈）	400円
(2) 末梢血液一般検査	210円
(3) 血液学的検査判断料	1,250円
(4) 血液化学検査（10項目以上）	1,030円
(5) 生化学的検査（I）判断料	1,440円
(6) 尿中一般物質定性半定量検査	260円
(7) 胸部単純エックス線撮影 （アナログ撮影もしくはデジタル撮影）	600円（アナログ撮影の場合） 680円（デジタル撮影の場合）
(8) 写真診断（胸部）	850円
(9) フィルム（大角）	115円

4 請求方法及び支払い

基本的な診察及び検査の必要があった場合には、医師意見書の作成依頼を行った区役所にお問い合わせ下さい。